

広島県告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、竹原市所在の次の表の上欄に掲げる町及び字の区域を同表下欄に掲げる町及び字の区域に変更する旨、竹原市長から届出があった。

なお、この町及び字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十二年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下		欄	
町	字	地	番	町	字		
田万里	下久保	二五二二の二の一部及びこの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部		田万里	金清地		
	堂延	二五八一の二の一部、二五八四の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部			下久保		
	橋野本	二六四五の二の一部、二六四六の二の一部、二六四七の二の一部、二六四八の二の一部			橋野本		
	石迫	二六五八の二の一部、二六五九の二の一部、二六六〇の二の一部、二六六〇の二、二六六一の四、二六六三の五、二六六四の五、二六六五の五、二六六八の二、二六六九の二及びこれらの区域に介在する道路・水路である市有地の全部			石ヶ坪		
		二六七二の二、二六七二の二、二六七三から二六七六に隣接する道路・水路である市有地の全部			堂延		
		二七一一の二の一部、二七一三の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部並びに二六七二の二、二七一二の二、二七一三の二に隣接する道路・水路である市有地の全部			橋野本		

田万里		西野					
末徳師	後口田	上坊地		岡野森		石ヶ坪	
二〇七二の一部	五二及びこの区域に隣接する水路である市有地の全部	一三九九から一四〇五までの一部及びこれらの区域に介在する道路・水路である市有地の全部並びに一三九五の一に隣接する水路である市有地の全部	一四〇五の一部	二八三八、二八三九から二八四一までの一部、二八四三の一部、二八五〇の一部、二八五一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部	二八三五の一部、 二八三六 二八三七 合併の一部、	二八八二の一部及びこの区域に隣接する道路である市有地の全部	
		田万里		西野			
南ヶ原	岡野森	石ヶ坪	岡野森	上坊地		石ヶ坪	